

Q&A ～保護者の皆様から寄せられる質問にお答えします～

Q.「就労アセスメント」について教えてください！

A.「就労アセスメント」とは、卒業後B型事業所を利用する場合、就労移行支援事業所等でB型事業所利用に適しているか、あるいはA型事業所や就労移行支援事業所に適しているかを見極めるために実施するものです。自治体によって実施方法は異なりますが、おおむね2週間（10日間）実施されます。就労移行支援事業所で就労アセスメントを実施する場合、「（暫定）受給者証」と「サービス等利用計画」が必要になります。「（暫定）受給者証」や「サービス等利用計画」については申請から発行まで1か月以上かかります。特に「サービス等利用計画」は、相談支援事業所（相談支援員）に計画を作成してもらう必要があるため、あらかじめ相談支援事業所（相談支援員）を探しておくことが必要になります。

（※「放課後デイサービス」や「ショートステイ」、「同行援護」などの各種福祉サービスを利用する際も「サービス等利用計画」を立てる必要があります。）

「受給者証」

「受給者証」は大きく分けて2種類あり、「福祉サービス」を受けるためのものと「医療」を受けるためのものがありますが、ここでは「福祉サービス」を受けるための受給者証について説明します。

受給者証とは、福祉サービス等を利用するために発行される証明書です。市町村などの自治体に申請することにより、交付されます。受給者証には、児童の名前や住所の他、放課後デイサービスなどを利用できる日数（支給量）や、月額の利用料の上限額（上限負担額）が記載されています。1人の児童が複数の施設を利用できるため、利用している放課後デイサービスの名前や、それぞれの利用日数なども記載されます。

「就労アセスメント」を受ける際は「就労移行支援事業所」という福祉サービス事業所を利用することになりますので、期間限定の受給者証＝「暫定受給者証」を申請発行する必要があります。

「サービス等利用計画」

「サービス等利用計画」は、障害福祉サービスの支給決定を受けている方が、地域で生活していく時に必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するために作る計画（トータルプラン）です。計画が作成された場合、その内容は、行政機関がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には、支援者の「共通目標」となります。H24年10月から、障害福祉サービスを利用する方すべてが「サービス等利用計画」を作成することになっています。計画には、本人の希望する生活を実現するために必要となる幅広いサービスから、適切なサービスの組み合わせが選ばれ記載されます。サービス等利用計画は、①相談支援事業所（相談支援員）が作成するものと、②本人や家族、支援者が作成するもの（セルフプラン）の2種類があります。相談支援員は、住み慣れた地域で継続して生活するために、本人の希望や、多様な生活課題を、生活全体を総合的に捉え、具体的支援を明確にし、地域の障害福祉サ

ービス事業者等の関係者と広くネットワークをつくりコーディネートをしてくれます。従って、サービス等利用計画はセルフプランよりも相談支援事業所（相談支援員）に作成してもらうことをお勧めします。

「就労移行支援」

一般企業への就労を希望する人 18 歳以上 64 歳未満の方が利用の対象となります。障害のある方に、仕事をする上で必要なスキル等を身に付ける職業訓練のほか、面接対策などを通して就職活動をサポートします。また役所やハローワーク、病院等の関連機関と連携しながら、個々の適性に合った就職を目指します。就職後には職場への定着支援もあります。利用期間は原則として 2 年間です。

「A型」

正式には「就労継続支援A型」と言います。一般企業などに就職が難しい障害や難病を抱えている方に働く場所を提供する目的で定められた制度です。

就労継続支援A型事業所は障害福祉サービスの一環として、雇用契約を結びながら作業（仕事）に従事することができ、その対価として給与が支給されます。社会保険や労働関係の法令も一般労働と同様に適用されます。

就労継続支援 A 型の利用対象者は身体障害や知的障害、発達障害を含む精神障害、または難病を抱えている 18 歳以上 64 歳未満の方です。

就労継続支援A型事業所での勤務は一般企業とそれほど変わりはなく、サポートの有無だけが大きな違いです。ただ、障害や難病を抱えている方が働く場所なので、労働時間が比較的短く、実働一日あたり 4 時間程度の事業所がほとんどです。また労働時間が短い分、賃金も一般企業での就職よりも少なくなることが一般的です。

「B型」

正式には「就労継続支援B型」と言います。就労継続支援 B 型は A 型と同様な、一般企業への就職が難しい障害を持つ方や難病を抱えている方で、①離職経験のある方、②就労移行支援を利用したが、B型が適当と判断された方等が対象となります。「就労アセスメント」は、項目②に該当します。年齢制限、利用期間の制限ありません。

就労継続支援 B 型の利用者は雇用契約を結ばずに働くので「報酬（給与）」ではなく「工賃」として支払われます。B 型は長時間の就労が困難な方や、体調や精神面で不安定な方に向いています。

